

踏切道改良促進法に基づく踏切道の保安設備の指定の際における警察本部長の意見提出について

昭和 39 年 2 月 19 日
備 交 一 第 182 号

1 意見を述べる範囲

この覚書により、警察本部長が意見を述べる対象とされる踏切道の範囲は、原則として促進法第 3 条第 2 項の規定に基づく踏切道の保安設備の整備に関する省令（昭和 36 年運輸省令第 64 号。別添(3)）第 2 条または第 3 条の各号の一に掲げられた基準（以下「指定基準」という。）に該当している踏切道に限られるので、意見を述べる際は、当該踏切道がいずれの指定基準に該当するか、その条号および整備すべき保安設備の種類（踏切警報機または踏切遮断機の別）をあげ、交通安全上の具体的意見を述べる必要があり、また、指定基準には該当しないが、交通安全上の見地からとくに保安設備の整備を必要とする踏切道については、別途意見を述べることもできるので、各警察署長にあつては、この主旨をじゅうぶん認識し県本部よりの意見聴取に際しては、現地の実情に即した意見の申達につとめること。

2 意見提出の方法

覚書によれば、陸運局長または鉄道管理局長、支社長等は、指定に関する調査書を国土交通大臣に進達しようとする際に、その案を警察本部長に示して意見を求め、警察本部長は意見を求められた日から 30 日以内に回答することとなっているが実務上の取扱いとしては、公文による意見照会以前の段階において、定期的に鉄道側と警察との各級機関の間において、指定対象踏切道につき個別的、具体的な打合せ検討を行ない、これにより両者の合意に達した踏切道がそのまま進達案におりこまれることとなるよう鉄道側に申し入れ、その了承が得られている。

したがって、各警察署長にあつては、平素から鉄道側、道路管理者等の関係機関との連絡を密にし、踏切道指定の年間計画、時期等をは握しておき、事前の調査（できるだけ協同調査）を行なつてその状況を県本部交通第一課に報告し、鉄道側から警察本部長に対して公文による進達案の提示がなされる段階には、むしろ進達案の内容を確認できる程度ですませることができるよう、あらかじめ両者の意見をじゅうぶん調整しておくことが必要である。

なお、連絡協議の場として、県では交通安全山口県対策協議会の踏切対策部会をじゅうぶん活用することとしているので、各署においても安全会議、交通安全対策協議会等の交通安全運動の推進組織を活用することが望ましい。

3 工事時期のは握

指定された踏切道に対する保安設備の設置のための工事の着手およびその完成時期についても、鉄道側に照会しては握しておき、交通安全上とくに保安設備の整備を急ぐ必要がある踏切道については、工事の時期の繰あげ等について、鉄道側に要望するので、このような必要がある場合は、理由を付して県本部交通第一課に報告すること。

4 構造改良および立体交差化について

踏切道の構造改良および立体交差化については、国土交通大臣の共同主管に属するところであつて、その覚書にはふれられていないが、これらの改良の促進についてもこの覚書の取扱いの要領に準じて鉄道側および道路管理者に対して構造改良および立体交差化について要望を行ない、その促進につとめること。

(注) 構造改良および立体交差化の指定に関しては、踏切道の立体交差化及び構造の改良に関する省令(昭和37年運輸省・建設省令第1号。別添(4))第1条または、第2条の基準に該当することを要する。